

2019年OECD閣僚理事会 議長声明（仮訳）
「持続可能な開発のためのデジタル化の活用：機会と課題」

1. 5月22日及び23日、2019年OECD閣僚理事会が、議長国のスロバキア、副議長国のカナダ及び韓国の下開催され、「持続可能な開発のためのデジタル化の活用：機会と課題」に関する政策について議論した。議長は、以下の点について、全ての加盟国²間で全般的に一致していると理解している。
2. 2019年閣僚理事会は、世界経済がますますデジタル化され、経済成長及び生産性のための大きな潜在性をもたらす中、政策形成の重要な節目の時に開催されることになる。このため、継続的な構造改革、適切なマクロ経済政策及び開かれた市場は重要である。デジタル化のグローバルな性質は、効果的な国際協力を必要性とし、加盟国は、課題に対処し、デジタル化の便益がより広範に利用可能になることを確保し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実現に貢献するため、より良く協働することができる。全ての加盟国は、その作業がどのようにG20、G7、国連、APEC、ASEANといったグローバル又は地域的なフォーラムに貢献するかを含め、この観点からのOECDの役割について認識し、歓迎する。
3. 全ての加盟国は以下の「ゴーイング・デジタル」水平的事業の第1フェーズの成果を歓迎する：「ゴーイング・デジタル・ツールキット (the Going Digital Toolkit)」, 及び、報告書「ゴーイング・デジタル：政策の形成及び生活の向上 (Going Digital: Shaping Policies, Improving Lives)」, 「デジタル化の測定 (Measuring the Digital Transformation)」, 「デジタル時代の生活はどのようなものか (How's Life in the Digital Age)」。同時に、加盟国は、オンライン・プラットフォーム並びにブロックチェーン及び人工知能 (AI) を含む新興技術に関する取組とともに、第2フェーズを期待し、ゴーイング・デジタル・サミットによる異なる貢献に留意する。

全ての加盟国は、表現の自由、人権、あるいはより良い生活のためのイノベーションを損なうことなく、テロ及び暴力的過激主義を目的とするインタ

² オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、欧州連合の閣僚及び代表。

一ネットの使用に対抗するため、協働することを約束する。そのために、これらの加盟国はOECDに対し、「ゴーイング・デジタル」第2フェーズ水平的作業計画を通じて、かつ関連するパートナー、専門家及びステークホルダーと協議しつつ、あり得べき次なる方策を検討し、2020年3月31日までに理事会に報告することを要請する。

4. **人工知能**: 全ての加盟国は人工知能(AI)に関するOECD勧告を採択した。同勧告は、潜在的なリスクを管理することによるものを含め、この重要な技術に対する信頼を促進し、その導入及び使用を促進するための国際協力における重要なステップである。同勧告は、包摂性、透明性、強じん性、及びアカウンタビリティ等の責任あるステewardシップのための原則に基づく、信頼できるAIへの人間中心のアプローチを促進するような、予測可能で安定し、かつ適応可能な政策環境を支援する。加盟国は、OECDに対し、AIに関する取組を継続することを奨励する。これらの加盟国は、OECD・AI政策オブザバトリーの設置及びその他の類似のイニシアティブとのあり得べき協力を歓迎する。OECD及びその加盟国は、AIの長期的な専門知識を蓄積するため、国際的、分野横断的、そしてマルチ・ステークホルダーのイニシアティブを奨励すべきである。
5. **デジタル時代の課税**: 全ての加盟国は、デジタル化に伴う課税上の広範な課題及び税源浸食と利益移転(BEPS)に関する残された課題に対処する手段としての詳細なロードマップに関する、具体的な提案の策定と合意に向けた取組の最近の進展を歓迎する。加盟国は、OECD/G20 BEPS包摂的枠組みの全ての加盟国及びその他のステークホルダーと協力しつつ、2020年の、合意に基づいた長期的解決策に向けた今後の取組に期待する。これらの成果は、税の透明性向上のための金融口座情報の自動交換の開始やBEPSプロジェクト等を通じて国際課税システムの公正性の向上においてOECDが果たす重要な役割を基礎としている。加盟国は、全ての国に対し、この多国間のOECDプロセスに引き続きコミットすることを要請する。さらに、加盟国は、税の透明性及びBEPSに関するアジェンダの実施を含む、途上国の税務執行を強化するための能力構築を強化するOECDのイニシアティブを奨励する。
6. **競争**: 全ての加盟国は、開かれた競争可能な市場の重要性を強調し、競争が政府及びステークホルダーにとり長年にわたる優先分野であることを認識する。これらの加盟国は、政策立案者が市場の集中の増加の効果を注意深く

考慮すべきであり、また、競争当局が、デジタル企業による競争を阻害し得る行動に対処するに当たって、警戒すべきであることに留意する。加盟国はOECDに対し、引き続き、競争政策及び執行に関する対話のための取組及び支援を行うことを奨励する。これには、データへのアクセス及び管理、企業結合、知的財産権、消費者保護、外国公務員贈賄との戦い等の政策分野との潜在的なリンケージを考慮することによるものを含む。加盟国は、オンライン・プラットフォーム並びにデジタル化する国際経済に関連した競争及び関連法の執行に関するOECDの取組を歓迎する。全ての加盟国は、OECDに対し、引き続き、国内的に及び国境を越えて、競争当局間、そして、消費者及びデータ保護当局等の他の規制当局との協力を促進することを奨励する。

7. **セキュリティ、プライバシー、及びデータ**:加盟国は、セキュリティの改善、個人データ及びプライバシーの保護並びに消費者の保護がデジタル化における公の信頼を生み出し、信頼性に基づくデータの自由な流通を促進し、イノベーションを促進することを認識する。全ての加盟国は、プライバシー及びデータ保護、決定的に重要なデジタル・インフラのセキュリティ並びに知的財産権のための適用可能な枠組を尊重しつつ、情報、アイデア及び知識の自由な流通を支持する。加盟国は、政府及び産業界を含む他のステークホルダーにとって、責任あり、効果的で、信用でき、信頼性のあるデータ・ガバナンスを促進するために更なる取組が可能であることを認識し、これらの課題により効果的に対処し、グローバルなデジタル・システムにおける信頼及び信用を構築するために協働するよう努める。加盟国はOECDに対し、異なる種類のデータの測定及び定義を行うこと等により政策に関連するデータの測定を改善することを要請する。加盟国は、「繁栄のためのデジタル・セキュリティに関するグローバル・フォーラム」並びに公共ガバナンス分野等におけるプライバシー及びオープン・データの分野に関連した取組を更に支援するための方策を模索する。
8. **より良い生活のためのデジタル・イノベーション**:全ての加盟国は、市場、公的機関、健全なコーポレート・ガバナンスを伴った企業活動及びより効果的な規制枠組を含む経済的成果を改善し、また、人々、コミュニティ、政府、都市、地方及び地域のためのサービスを向上させる上でデジタル・イノベーション、データ及び革新的なデジタル・ソリューションの活用の潜在性を認識する。加盟国は、オンライン・プラットフォーム及びサービス経済に関するOECDの取組、可能な場合には性別、年齢別に分けられたデータの収集、

また、より持続可能な都市環境の奨励、健康・福祉の促進及び市民の関与の促進を含め、政府がどのように都市、地方、地域が「スマート」になる上で役立つことができるかに関する分析及び政策助言を歓迎する。その際に、加盟国は、プライバシー、セキュリティ、倫理、知的財産権保護、個人データ保護及び消費者保護、特にオンライン上の児童保護を尊重し、また、偽情報の拡散と戦い、表現の自由を含む民主主義及び人権を保護することにコミットする。また全ての加盟国はオンライン・サービス・プロバイダが、OECD多国籍企業行動指針を遵守することを期待する。加盟国は、さらに、OECDに対し、国内又は越境の大気、水質、土壌汚染のデータの共有に関する国際協力を促進することを奨励する。

9. **対外関係及び加盟**：全ての加盟国は、OECDの分析、インストゥルメンツ及びグッド・プラクティスを普及・推進することを目的に、現在進行中のOECDの非加盟国・地域及び他の国際機関との協力を支持する。加盟国は、コロンビアのOECDへの加盟協定に係る批准手続の完了を期待し、コスタリカのOECDへの加盟手続におけるコミットメントを果たすための努力を力強く感じている。
10. **リーダーシップ及び運営**：加盟国は、事務総長の戦略的方向性におけるものも含め、理事会による更なる検討及び決定のため新しいイニシアティブを提案する事務総長の役割を認識し、OECDの成果物を支える事務局全体の努力に感謝する。

さらに、議長は、以下の点につき、相当多数の加盟国 (prevailing number of Members) が一致していると理解している。

11. **より良い生活のためのデジタル・イノベーション**：加盟国は、各国が「持続可能な開発のための2030アジェンダ」及び持続可能な開発目標 (SDGs) を達成することを支援するための情報及び通信技術へのアクセス、デジタル・イノベーション並びにスキルの育成の重要性を強調する。相当多数の加盟国は、協働することにより、コストの分担、能力の結集、開かれた競争的な市場を通じての相互に合意された条件に基づく自発的な技術の拡散の促進、さらに、大規模で長期の特化した戦略的ファイナンスを促進する公的部門と民間部門間のパートナーシップが可能になり得ることを認識する。開かれた、誰もが公平に利用可能な質の高いインフラ並びに特に女性・女兒、高齢者及び他の脆弱な集団におけるスキルの格差を狭めることは、引

き続き、持続可能な開発のために既存の技術及びデジタル化を活用する際の鍵である。加盟国はOECDに対し、この分野における政策対話の機会を活用することを要請する。

12. **仕事の未来**：相当多数の加盟国は、労働市場における大きな構造変化及びスキルの需要により、女性、若者、高齢者、障害のある労働者及び他の脆弱な集団、また、基準外の労働者、定型業務を行う者及びデジタル化によって不利な影響を受ける産業・地域の者のニーズを満たすため、教育、訓練、雇用及び社会政策並びに社会保護システムの適応が求められることを認識する。加盟国は、包摂的かつ持続可能な「仕事の未来」を構築することに引き続きコミットし、経済成長、雇用創出、労働市場のレジリエンス、ディーセント・ワーク並びに職業訓練、スキル開発及び生涯学習を含む効果的な労働力開発プログラムを促進することにより、機会の平等を強化する。その際、教育者及び教師のためのそうしたプログラムの重要性を強調する。この点に関し、加盟国は、新たな「仕事戦略」、「2019年雇用見通し」、「スキル見通し」及び新たな「スキル戦略」を歓迎する。相当多数の加盟国は、OECDに対し、社会情緒的、認知的、デジタル及び起業家精神に関するスキルの促進に関する取組を継続し、グッド・プラクティスの収集と共有を奨励し、公共部門のスキル強化方法を検討することを要請する。加盟国は、緩慢な賃金の上昇及び仕事の不安定性といった社会的リスクに関する分析及びマッピング並びに公正な移行を支援する社会的データのための新たな源泉及び収集方法を特定する議論を歓迎する。

また、生産性の向上、革新的な成長及び福利のためのデジタル化の便益を最大化するため、加盟国はデジタル包摂性を促進するために、デジタル技術の採用、中小企業の拡大及び起業家精神、現代的で透明性がありスピード感のある規制枠組み、全ての規模の企業へのデジタル技術の普及並びに全ての人、特に女性・女兒のためのデジタル・アクセスを促進する。

13. **持続可能な開発及び資源効率的な経済**：相当多数の加盟国は、排出の低下及び気候にレジリエントな経済の構築、並びに、ビジネス・モデルやプロセスの変容におけるデジタル技術の潜在性を認識する。これは、これらの加盟国が気候変動及び他の環境課題に対処し、よりクリーンで持続可能な成長を達成するのに役立つ。これには、より高い廃棄物、エネルギー及び資源の効率性、より循環型の経済及び持続可能な物質管理、環境の科学的測定の改善、より良い環境規制及び執行並びに海洋ごみの削減、生物多様性の保全、及び天然資源の充実等を通じた、より持続可能な海洋経済及び沿岸管理が

含まれる。

相当多数の加盟国は、気候変動及び他の環境面での課題に効果的に対処し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を実施する際の手段としてのパリ協定の基本的な重要性を認識する。パリ協定の実施にコミットした加盟国は、デジタル化によって創出される機会の活用等により、この協定に引き続き関与する。

加盟国は、新たな技術は、エネルギー、使用された資源や電気電子機器廃棄物に係る問題を引き起こすことを認識する。相当多数の国々は、OECDにこれらの分野での作業を要請する。

14. **デジタル時代の貿易及び世界経済が直面する現在の課題**：相当多数の加盟国は、多角的貿易体制の重要性、そして、成長、生産性、イノベーション、雇用創出及び開発のための重要なエンジンとしての国際貿易・投資へのその貢献を強調する。しかし、加盟国は、貿易及び投資の便益の分配は自動的なものではないこと認識する。加盟国は、過剰生産能力、市場歪曲的な補助金、強制技術移転やその他の保護主義的な慣行の撤廃の必要性、そして、WTO上級委員会の委員の任命における停滞といった世界貿易が直面する現在の多くの課題について議論した。

相当多数の加盟国は、現在の貿易をめぐる緊張が世界経済に影響を及ぼしていることを認識し、国際貿易及び投資のための競争条件を公平にすることにより、これらの緊張の根本原因に対処する必要性について一致する。これらの加盟国は、特に世界的なデジタル化に対応した貿易ルールの現代化の必要性を認識し、WTOの必要な改革にコミットしている。相当多数の加盟国は、WTOメンバーの貿易関連政策の透明性の向上を目的としたWTO通報に関する提案を歓迎し、その早期の合意を期待する。これらの加盟国は、WTOでの紛争のための、機能する、二審制で拘束力のある、第三者的審議制度の保全を要請し、WTOの交渉機能を促進するための柔軟な交渉アプローチを支持する。

相当多数の加盟国は、産業補助金に関する国際ルールの強化、鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラムの現在の形を基礎とした期限を設けない延長、そして、新しい国際的な輸出ファイナンスの規律の合意を目的とした輸出信用に関する国際的作業部会の取組の加速化を要請する。また、これらの加盟国は、電子商取引に関する共同声明イニシアティブを歓迎し、支持する。相当多数の加盟国は、世界の急速な変化に効果的に対応することのできるルールに基づく国際的な秩序の改善に向けて協働することへのコミットメントを新たにする。

加盟国は、デジタル技術及びデータは、コストの削減、グローバル・バリュー・チェーンの促進、技術の拡散及び国境を越えたビジネスと消費者の結合により、国際的な貿易及び投資に大きな影響力を有することを認識する。デジタル時代の貿易は、中小企業のほか、女性、先住民、障害を持つ人々といったしばしば貿易において代表性の低い集団のエンパワーメントを通じ、包摂的な結果に貢献することができる。また、これは、途上エコノミーを国際的な貿易制度に組み込む重要な機会を提供する。

加盟国は、OECDに対し、市場歪曲的な支援措置及びその他の貿易障壁、さらにデジタル貿易及びそれが女性の経済的なエンパワーメントといった社会全体に及ぼす影響の測定等貿易に関する実証的な分析作業を継続することを求める。